

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名： 清水 貞 俊
学 位 の 種 類： 博士（国際関係学）
学位授与年月日：1999年3月26日
学位論文の題名：「欧州統合への道 - E
CからEUへ - 」ミネ
ルヴァ書房より著書とし
て1998年7月20日に公刊
審 査 委 員： 奥 田 宏 司（主査）
内 田 勝 敏
代 田 純

論文内容の要旨

本論文は、序と第1～第7章および終章からなり、本文以外に「あとがき」と巻末資料が付けられている。全体は以下のような構成になっている。

序

- 第1章 欧州統合の思想と運動
- 第2章 第二次大戦後の統合運動
- 第3章 欧州石炭鉄鋼共同体（E C S C）の設立
- 第4章 農業共同体計画と部門別統合の動き
- 第5章 欧州同盟に向かったの動き
- 第6章 欧州同盟に向けての具体的始動
- 第7章 単一欧州議定書の調印とその意義

終章 単一欧州議定書以後と将来の展望

あとがき

巻末資料

- 1) 関連年表
- 2) 付属資料
- 3) 参考文献一覧

索引

まず、序において、筆者は本書の課題として5点を提示している。①unionとunityをめぐるイギリスとフランスの対立関係を明らかにする。②欧州防衛共同体の失敗について。この研究はあまりなされていないものである。③E E C成立にあた

ったの石炭鉄鋼共同体の評価。④E C理事会の決定手続き。⑤単一欧州議定書の位置付け。

第1章と第2章は石炭鉄鋼共同体（E C S C）に至る以前の統合運動について書かれている。筆者は簡潔にク - デンホ - フ = カレルギ - の汎欧州運動、O E E C、欧州審議会等について述べているが、ここで問題提起として、統合の考え方についてunion とunityの違いに言及している。この考えの違いは現在まで付きまっており、イギリスとフランスの考えの違いとしてもあらわれている、とされている。

第3章は石炭鉄鋼共同体（E C S C）について、その成立の経緯とE C S Cの性格について述べている。成立の経緯については、ル - ル国際管理機構の成立と問題点が指摘され、フランス外相のシュ - マンが外相でありながら外務省の考えをしりぞけて、ジャン・モネ（経済企画庁）の案を取り入れ極秘裡に計画を進めた経緯が述べられている。

E C S Cの性格についてはその超国家性について吟味が行なわれているほか、とくに、共同市場との関連でカルテル禁止条項についてのル - ツとしてアメリカのシャ - マン法が指摘されている。この点は新たな指摘と思われる。

第4章ではE E C成立にあたっての石炭鉄鋼共同体の評価、および、欧州防衛共同体の失敗が論じられる。E C S Cは第2次大戦後の欧州統合の先端を切ったもので、これに続くかたちで多くの部門別の統合計画がでてきた。そして、経済全体をカバ - する欧州経済共同体（E E C）が出現した。この過程でE C S Cの果たした役割、またはその評価については大きな1つの論点となる。筆者によると、多くの論者はE C S Cの成功の上になつてE E Cの成立に至ったと積極的に評価しているとされる。すなわち、E C S Cの形成により鉄鋼の生産が増大し、石炭・鉄鋼の共同市場が形成され、重工業の基礎が形成されたと評価している。筆者はそれに対し疑問を投げかけている。すなわち、この時期における鉄鋼生産の増大は事実としても、それは壊滅的打撃を受けた欧州の復興

過程での増産であって、E C S Cの形成との関連で因果関係を見いだすことは困難であると、統計を使いながら主張している。

また、共同市場の形成については、鉄鋼、鉄鋼製品についてはポジティブに評価できるが、石炭、鉄鉱石については共同市場は実質的に形成されず、域外に対する依存が増大していることを示す。理論的にも、鉄鋼や石炭のような1次産品は戦後の時期においてはもっとも重要な基礎産業であったが、復興とともにその比重は低下し製造業に従属するようになり、他方、各産業は互いに関連しており、石炭・鉄鋼のみを切り離して超国家的な管理のもとに置くことが困難になってきたことを述べ、E C S CがE E Cの基礎になったとする評価を否定する。

むしろ、欧州防衛共同体、欧州政治共同体の失敗、欧州農業共同体計画の挫折など一連の部門別共同体計画の挫折を経て、E C S Cの孤立化が明確となり、この危機感を打開するために登場したのがE E Cであると筆者は述べる。

第5章では70年代における欧州同盟にむかっての動きが記述される。E Cの歴史にとって70年代はイギリス等の参加があるものの、経済通貨同盟の発足と挫折、オイルショックに端を発する不況等の困難な時代であった。本書では70年代の経済的分析はなされていない。unionの形成に焦点が絞られる。第5章では70年代の困難な時期にunionへ向けてなされた努力、すなわち、八・グ首脳会議（69年）、経済通貨同盟の段階的実現に関する決議（70年）、2度にわたるパリ首脳会議（72, 74年）、チンデマンス報告（75年）を簡略に述べ、筆者はこれらが80年代の展開につながると主張する。例えば、72年のパリ首脳会議では共同体加盟国は10年以内にそのすべての関係を欧州同盟（E U）に転換することを宣言し、その内容として経済通貨政策、地域政策、社会政策、産業・科学技術政策、環境政策、対外関係、政治協力、機関の強化等の80年代に議論になることが提起されている、としている。

第6章では欧州同盟に向けての具体的な始動が

80年代に始まり、その一応の到達点が単一欧州議定書（調印は86年）であるとされる。しかし、この章ではそれに至るまでの対立関係を、すなわち、E U形成への努力とそれを阻止しようとする動きの対立関係をE C委員会のうごき、欧州議会のうごきのなかで論述している。とくに、不成立に終わったが欧州議会が採択した「欧州同盟条約草案」（84年）は内容的に単一欧州議定書にかなりの影響を与えたとされ、立法過程はE CからE Uに至る決定メカニズムの変遷の分析にあたって重要な位置を占めると主張される。また、この意味から筆者は複雑極まりない立法過程のチャート独自に作成している。

第7章では単一欧州議定書の筆者なりの意義を詳しく示している。単一欧州議定書はE Uをめぐる攻防の結論であるが、その解釈・位置付けはこれまで明確ではないとされる。イギリスの文献ではunionという語、あるいはそれを連想させる表現は抹殺され、単に域内市場の実現に力点が置かれたものとする解釈が多いとされ、それに対してフランスの文献では単一欧州議定書はE Uへ向けての路線を引いたとの解釈が支配的である、とされる。わが国では、英語の文献に依拠している人が多いため単一欧州議定書とE Uを結びつけて考える文献がほとんどないと筆者は述べる。

本書はフランスの文献の立場にたち、単一欧州議定書をE Uへ向けての端緒として位置付けている。その理由として3点があげられている。①80年代前半期の動きは欧州同盟へ向かっての動きであり、その結論が単一欧州議定書であった。②単一欧州議定書の条約文を英語およびフランス語で比較した結果。③単一欧州議定書以後の動きをみると89年のドロ・ル報告（経済通貨同盟に関する報告）、92年のマ・ストリヒト条約と続いており、これらは単一欧州議定書があってはじめて到達したものである。ちなみに、単一欧州議定書の第1条はフランス語では明確に欧州同盟（l'Union européenne）と書かれており、英語の条約では単にEuropean unityになっているという。

単一欧州議定書の意義について筆者はさらに終

章において次のように述べている。単一欧州議定書はEUをめざす運動の結末ではあったが、英語の条文に見られるように、また、条約の名称に見られるように、EU条約ではない。「EUに関する条約」という名称の条約はマ-ストリヒト条約である。この条約でついにEUが誕生した。しかし、ここでもUnionをめぐる攻防があった。削除されたとはいえ、条約の原案では「連邦的な性格」をもったUnionへ前進することが明記されていた。すなわち、Unionについての定義は下されないままのEU発足だった。今後にゆだねられよう。しかし、通貨統合の採用は決められたし、決定過程も限定ながら導入された。これらがUnionの実際の実現化に向けての鍵となる。

終章までの内容の概略は以上のものであるが、巻末に40ページに近い付属資料がある。これらは欧州統合の歴史をたどり、主要な条約を知る上で便利なものである。

論文審査の結果の要旨

審査は、各審査委員が請求論文の検討を個々に行ない、また、口頭試問（1999年1月21日）を公開で実施して論点を整理しつつ、最後に学位請求論文の評価を文書にまとめる形で行なった。

本論文の性格は次の諸点に集約できるであろう。第1に、EC(EU)の研究は現状分析が多く、歴史的な研究、とりわけ歴史的に記された1冊の著書は少ない。石炭鉄鋼共同体が設立されて以来約50年の統合の歴史をト-タルに把握するためには本書は貴重な1冊だといえよう。第2に、分析手法が経済学的であるにととまらず、政治学的、国際法的であるということである。分析対象自体がそうである以上、分析手法が経済学を中心に置きながらも学際的にならざるをえなかったのであるが、それだけ困難を伴う研究であったことがうかがえる。第3に、本書は論争的な書物であり、単一欧州議定書の位置付けなどについて通説に対して批判が浴びせられている。これらの批判が正鵠を得ているかは読者の立場、読者の専門とする領域の違いによって判断が異なるであろう

が、本書の指摘によって論点が一層明確になり、今後学界においてより厳密な研究が進行するであろう。第4に、欧州統合の歴史においてこれまでほとんど研究されてこなかったり、ほとんど言及されなかった指摘がなされている。例えば、前者は欧州防衛共同体であり、後者は石炭・鉄鋼共同体におけるカルテル禁止条項のル-ツとしてのアメリカのシャ-マン法である。第5に、EUの超国家性がどの程度実現されているかを判断する1つの基準として決定手続きの在り方があるが、本書はEC/EU委員会、欧州議会、理事会の相互の複雑な決定メカニズムを1つのチャ-トに図式化してわかりやすくしている。

以上のような本書の性格は高く評価されるであろうし、「論文内容の要旨」の箇所ですした内容とともに学界に一石を確実に投ずるものと思われる。本書はやや難解であるが、欧州統合についての専門研究者において必ず参照されるべき基本的文献になることは間違いないだろうと思われる。さらに、次のことを加えておきたい。学位請求者は、日本のEC/EUに関する先駆的研究者の一人であり、日本におけるこの分野の学会をリードしてきた実績をもつことである。

なお、公開審査会においては以下のような論点が出された。石炭・鉄鋼共同体の形成の場合もそうであるし、欧州防衛共同体の場合もフランスとドイツの関係においてだけで考察するのではなく、防衛分野におけるアメリカ、イギリスとの対抗あるいは関係、とりわけアメリカの世界戦略との関連で考察する必要があるのではないだろうかという指摘。また、79年に発足したヨ-ロッパ通貨制度(EMS)と欧州通貨統合との関連はいかがか、などの指摘である。学位請求者は、これらの論点に適切に答え、公開審査会における論議によって審査委員の認識が深まった。

審査委員会の結論

審査委員会は一致して、申請者が本テ-マに関する先駆的な研究者であり、高度な知識を有していることを確認した。また、請求論文において外国

学位論文要旨および審査要旨

語として英語，フランス語，ドイツ語を利用して
おり，審査委員会は請求者がこれらの言語能力を
有すると判断した。

審査の結果，審査委員会は立命館大学・学位規

定第18条第2項により，学位請求者に「博士（国
際関係学）」の学位を授与するに値するとの判断
に達した。